

中央建設業審議会
労務費の基準に関するワーキンググループ（第 10 回）

日時：令和 7 年 9 月 18 日（木）

10：00～12：09

場所：中央合同庁舎第 3 号館

10 階 共用会議室

午前 10 時 00 分 開会

1. 開 会

○小川推進官 定刻となりましたので、ただいまから第 10 回中央建設業審議会労務費の基準に関するワーキンググループを開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、本ワーキンググループ運営要領第 3 条第 1 項の規定による定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

また、運営要領第 4 条第 1 項により本ワーキンググループは公開されておりますが、報道関係の皆様による冒頭のカメラ撮りは議事に入るまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続いて、委員の出欠についてご紹介いたします。

本日は、白石一尚委員の代理としまして、一般社団法人日本建設業連合会労働委員会技能者確保育成部会 賃金・社会保険専門部会部会長の相良天章様にご参加をいただいております。

また、恵羅さとみ委員、西野佐弥香委員には、オンラインでご参加いただいております。

本日の配付資料の一覧は議事次第に記載しております。不足がございましたら挙手にてお知らせください。

2. 挨 拶

○小川推進官 それでは、議事に先立ちまして、国土交通省不動産・建設経済局長の楠田からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○楠田局長 おはようございます。不動産・建設経済局長の楠田でございます。委員の先生方には、日頃から建設行政に格別のご理解、ご協力を賜っております。また、本日は大変ご多忙の中、ご出席を賜ったことにつきましても厚く御礼を申し上げたいと思います。

このワーキンググループは、本日で第 10 回ということになります。今回は事務局で第 9 回までの議論を整理させていただきまして、このワーキンググループのアウトプットと

なります中央建設業審議会の総会にお諮りする労務費に関する基準の素案をご用意させていただいております。こちらをテーマに、委員の先生方に今日のご審議を賜りたいと思っております。

また、あわせまして職種別の意見交換会におきます専門工事業団体、元請団体、それから国交省での検討につきまして、これまでお示しさせていただきました鉄筋、型枠に加えて、新たに4つの職種分野における基準値の案が整いましたので、こちらについても本日ご意見を頂戴したいと思っております。

労務費に関する基準につきましては、関係者の関心も大変高いものと受け止めております。先生方から頂いたご意見を踏まえまして、次回に向けて成案を整えてまいりたいと考えておりますので、本日も忌憚のないご意見、ご示唆を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小川推進官 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。報道関係者の皆様におかれましては、これ以降のカメラ撮りをご遠慮いただきますようお願いいたします。

これ以降の進行は小澤座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

3. 議 事

労務費に関する基準（素案）について

○小澤座長 承知いたしました。それでは、お手元の次第に従いまして議事に入らせていただきます。最初に、労務費に関する基準（素案）についてご審議いただきたいと思います。事務局より資料1～3、関連する資料についてご説明をよろしくお願いいたします。

○石井補佐 国交省建設振興課の石井でございます。

それでは、お手元の資料1からご覧いただければと思います。本日、委員にご審議いただきたい事項としまして、この労務費に関する基準、資料3が本体ということになりますけれども、資料1において全体の概要のスライドが3枚、また、資料2において論点を、主に事務局として特にご審議いただきたいところということで資料をまとめさせていただいておりますので、そちらから先にご説明させていただきます。

資料1でございますけれども、まず開いていただきまして1ページ目、「労務費に関す

る基準（素案）概要」ということで、全体の構成についてまとめさせていただいております。「第1章 総論」というところで、背景ですとか今回の改正建設業法における関連規定に関してお示しさせていただいているとともに、これまでの検討の経緯等について記載しているということでもあります。その上で第2章、ここが一番コアになる部分でございますが、「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費」という章立てをしまして、基本的な考え方等につきまして記載しているところでございます。また、職種分野別の基準値の位置づけですとか、その定め方の細目につきまして記載させていただいているということもございます。その上で右側の第3章ということですが、実効性確保策の全体像、また入口の取組を（2）、出口の取組を（3）、公共工事における上乗せの取組を（4）という構成で記載させていただいております。「第4章 その他」といった全体構成として記載させていただいているところでございます。

2 ページにつきましては、これまでもお示ししてきた資料でございますけれども、今回の改正建設業法による新たなルールの導入というところで、ルールの前提部分に関しましてまとめた資料ということで入れさせていただいております。

その上で、3 ページの「労務費に関する基準の考え方とその実効性確保策のパッケージ」は、今回に関する基準のコア部分を1枚で示した資料というイメージで作成してございます。「「労務費に関する基準」により、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて適正な労務費（賃金の原資）を確保するとともに、「CCUS レベル別年収」による、個々の技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払いを目指す」ということございまして、しっかり労務費等の内訳を明示した見積書によって下請から発注者まで出して、その適正な支払いというところで、労務費に関する基準で発注者から下請部分の適正な労務費を確保する。その上で、下請から技能労働者に対して CCUS レベルに応じた賃金の支払いを位置づけて、それらについて公共工事設計労務単価水準で定めていくということと、労務費に関する基準については職種分野ごとに職種別意見交換を経て基準の具体値を設定するということでもあります。

また、この仕組みの中で取引をする方が不利にならないようにというところで、下の点線枠囲いですが、賃金を原資とする低価格競争が行われる状況を変革し、技能者の処遇が確保された上での価格ですとか生産性の高さを競う健全な競争環境を実現して、技能者の処遇改善に取り組む事業者が競争上不利にならないようにする、こうした姿を目指していきましようということが上に書いてあります。

そのための実効性確保策として、入口での取組ということで労務費・必要経費等を明示した見積書の商慣行化ですとか、自主宣言制度による適切に技能者を処遇する事業者の見える化・優先選定、こうしたもの、あるいは出口での取組として CCUS レベル別年収の支払いの推進だとか、契約当事者によるコミットメント制度の活用ですとか、こうしたことによる取組、また公共工事における上乗せ的な取組というところで、工事の目指すべき姿を実現していくという姿を書いているということでもあります。「等」の中に入ってしまったものもありますが、本文の中においては、これまで合意してきたものにつきましては織り込ませていただいているという意図であります。

こちらが全体概要ということでございます。

その上で資料 2 につきまして、特に事務局として論点になろうかと思う部分につきまして資料をまとめさせていただいてございます。

資料 2 をおめくりいただきまして、1 ページをご覧ください。「基準の具体値の取扱いについて」というところで、今、職種別意見交換を経て、前回も個票ですとか決め方をご審議いただいたところではありますが、この個票をどういうフローで決めるのかは、今まで確たる進め方の合意というものはない中で進んできたところかなと思いますが、基本的にこの場で何となく審議するのではないかという雰囲気が進んできたところはあったのではないかなと思います。

一方で、事務局のほうで職種別意見交換会をたくさん数、回していく中で、またそれぞれの中でご意見を頂く中で、工種・規格・仕様による細分化は可能な限り避けるという、この場でご確認いただきました方針に沿ってつくろうとしているわけではありますが、それを踏まえた上でも相当数の基準値、あるいはそれに付随する多くの留意点ですとか細かい点が紙の形で出てくることになってまいります。もちろん、各分野における職種別意見交換、これは元請団体・専門工事業団体、取引の当事者の方は参加した上でということではありますが、そこで基準値、適用条件の妥当性の議論が行われるということは前提とした上で、職種分野横断のところを議論しましょうということを位置づけておりますこのワーキングにおいて、基準値の決定・改定・公表をどこまでコミットするかは一つの論点かなと考えております。

案を 2 つ書いてございますけれども、案①といたしまして労務費に関する基準、この資料 3 をイメージしますが、この本文文書については「以下に記載する」と書いてありますが、基準値に係る基本的考え方を示す文書として整理して、基準値の決定・改定に関して

は国土交通省において行うこととしてはどうかというのが案①ということでもあります。基本的考え方として位置づけはあくまで目安であって、個別契約における適正な値を定めるものではないということですとか、定め方（計算方法）ですとか、設計労務単価×歩掛ということですね。というところの計算方法ですとか、職種別意見交換の枠組みにおける議論を経るということ、その検討フローですとか基準値を示す際の基本的なフォーマット、設定・改定の手続に関しては本文書に記載した上で、個別の具体値に関しましては国交省で決定、公表させていただくというのが案①であります。

案②が、この「労務費に関する基準」の本文書の中で基準値も添付して、基準値についても中建審総会も含めて勧告対象として扱うというところでもあります。

案①といたしましては、法的位置づけとして一つの論点になるところではありますけれども、我々としては作成主体が変わったとしても、中建審が作成・勧告する基準と一体的に運用する方針に当然影響はないと考えております。水準といったものは本体で確定することをごさいますし、そうした意味で実運用に影響はないと思っております。

また、審査の現実性を下の段につけさせていただいておりますけれども、案①のほうが個々の分野の実情に応じた詳細な適用条件等の適切な設定ですとか、状況の変化に応じた迅速かつ柔軟な対応というところに関しては有意性があるのかなと考えております。一方で、案②で申しますと、個々の事情を全てワーキングで審議してご了解いただくことになりますと、個々の審議事項が非常に膨大かつ時間もかかるということになり、迅速かつ柔軟な対応が困難ではないかと考えてございます。

対応方針（案）ということの下に記載してございますが、基準値の作成主体が変わったとしても、公共工事設計労務単価水準の労務費の確保を目指す運用に影響が生じるものではないということも踏まえまして、案①を採用して、本文書においては基準値に係る基本的な考え方を明記する。その範囲での基準値の決定・改定については、労務費ワーキング・職種別意見交換会の関与を前提として、国交省において示すことにしたいと考えております。お示ししている資料3は、この考え方に沿って記載しているものということになります。

次のページが、この決め方のフローの確認ということでございます。「手続きについて」ということで記載させていただいております。これは、このワーキングでご確認いただく事項と意図してございますけれども、まず労務費ワーキングと職種別意見交換会の役割分担というところで、これはこれまで職種別意見交換会を設けるときにお示ししたものと同

じであります。有識者、発注者、受注者からなるワーキンググループで、職種分野横断的な主要論点の議論とか、労務費に関する基準の作成を役割として位置づけていて、職種別意見交換会で言うと、この基準値に関係する専門工事業団体ですとか元請の建設業団体、国交省という構成で、基準値を設定すべき代表的な工種（作業）ですとか、当該職種分野の実情に応じて必要な留意点等に係る検討を進めていく。こういう役割分担の中で進めていきたいと思いますということでもあります。

横断的事項の決定が前提としてあった上で、赤の点線の中がフローということでございますけれども、「職種別意見交換会を実施する職種分野の選定」というところで、これは多くの団体で座組を組むという都合もありまして、我々のほうで実施した上で、前回ご確認いただきましたフローで職種別意見交換会における基準値の検討を行い、このワーキングの役割であります職種分野横断的な主要論点の議論ということから外れていないかを確認するという趣旨で、基準値（案）のワーキングへの報告と質疑、今日もこの後予定しているということではありますが、それを経て基準値の決定・公表、こうした流れとしてまいりたいと考えてございます。今後、適用する設計労務単価が変わるとか、その作業に係る歩掛の国交省直轄の数字が変わるとか、そうしたことが想定されますけれども、そうした従属的といいますか、形式的な改定に関しては、これによらず我々の段階で対応させていただきたいと考えてございます。

これが論点①の関係ということでございまして、次をおめくりいただきまして3ページでございます。「実効性確保策の取扱いについて」ということでございまして、労務費の基準の実効性確保策については、あくまで基準とその実効性確保策という関係という意味においては、厳密には基準そのものとは異なる性質であるというのが基本線かなと思っております。ただ、これまで基準の本来目的に達するために実効性確保策は必要であります。まさに検討が必要であるということで、基準そのものの作成の議論と両輪で検討を進めてきたと考えてございます。まず、その前提に立った上でということではありますが、一方で、実効性確保策は基準の考え方を踏まえた見積りの定着状況がどうなっているかとか、あるいは建設労働者の賃金水準がどうなっているかとか、いろいろな状況変化によって時々で取るべき施策は変わってくるということで、ある程度の柔軟性も確保する必要があるかなと考えております。そうした中で、この実効性確保策を基準の本文書の中においてどの程度取り扱うべきかというところは、もう一つの論点かなと考えてございます。

下の案①というところにつきましては先ほどと同様に、柔軟性・迅速性をより重視する

立場で書いているということと言うと、第 8 回において実効性確保策をスライドの形で「こういう方針です」とお示しさせていただいたと思いますが、あれを更新するようなイメージで、資料 3 本体に記載するのではなくて、別途のワーキングの合意事項等として整理して総会に報告することも案としてあり得るかなと思っております。

一方、案②ということですが、この実効性確保策を全て書き込むのではないにしても、基本的な考え方とか取り組むべき事項の概要について本文書に記載するといった案①、案②ということを書かせていただいております。

案①の「位置づけの明確さ」という観点で言うと、案①の形にしてしまうと基準と実効性確保策の関係性ですとか重要性が分かりづらいものになってしまうかなという懸念が大きくなるかなと思います。案②においては中建審の審議を経たものとしてセットされて、両輪で扱われるべきものとしての整理が明確化されるということがあるかなと思います。

また、「迅速な対応」という観点で言うと、案②においても慎重な検討を要する基本的な考え方ですとか、取り組むべき事項の概要はまさに審議すべき事項であって、一方で、この書き方であれば、細目への迅速な対応というところに書けるものではないのかなと理解しております。

対応方針（案）としてはこれまでの審議の経緯も踏まえて、論点②については案②を採用しまして、本文書において実効性確保策の基本的な考え方ですとか取り組むべき事項の概要については明記して、中建審の合意対象として位置づけたいと考えております。これによって資料 3 を作っているということであります。

論点①、論点②にも関連するところでありますが、次に 4 ページでございます。「改正法施行後における継続検討事項等の取扱いについて」ということで、基準については今後も改定等があり得るということと、実効性確保策については第 8 回のときにも継続検討とする事項を幾つか設けていたと考えております。

5 ページに、この労務費ワーキングが中建審総会からどう扱われるかということで記載させていただいています。標準労務費の作成のためワーキングを設置して検討していくという位置づけで一旦このワーキングは設けさせていただいて、ご議論いただいているところでもありますけれども、一旦の作成が済んだ後の本年 12 月までの改正法施行に合わせた基準の作成・勧告以降においても、前回もご議論いただきました本基準の運用状況のフォローアップですとか、それを踏まえた基準本文、あるいは基準値に係る細目の改定に係る検討ですとか、本基準の実効性確保策のうち継続検討事項とされた部分に係る検討、ある

いは、またそのほかの必要事項の検討が必要という理解をしてございまして、このワーキングそのものかどうかというのは再度事務局で検討したいと思いますけれども、その検討体制を改めて整理した上で、こういった有識者、受発注者を交えた枠組みにおける議論を継続する方向で総会にお諮りすることとしたいと考えております。そのため、継続検討事項とかは資料 3 に明記してございませぬけれども、そうした前提の下に記載している資料 3 だということを踏まえていただければということでございます。

これが資料 1、資料 2 でございます。

資料 3 が素案の本文ということでございます。13 ページございまして、この Word を全部読み上げるのは避けませぬけれども、全体として先ほど申し上げましたとおり、総論と労務費の基準のコアの部分、通常必要と認められる労務費の考え方ということと実効性確保策、その他という構成で設けております。

総論につきましては、背景ですとか前提となること、そうしたことを記載しております。

ポイントは第 2 章の (1) であろうかと思えます。「①適正な労務費の水準」というところで、まず下から上ということで、払われるべき賃金から適正な労務費の水準を導くというところで、少し長めに文章を記載させていただいてございます。3 つ目のポツでありますけれども、まず早急に公共工事・民間工事全体を通じて公共工事設計労務単価並みの水準の行き渡りを確保して処遇改善を実現するとともに、これによって建設業を中長期的に持続可能なものとしていくことを目指すというところがポイントかと思えます。

その観点から 4 ポツのところではありますが、技能者に対して、作業に対応する職種の公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準の賃金原資を担保することができるような労務費を確保しましょうということで、5 つ目のポツ、4 ページから 5 ページ目にかけてでございますけれども、181 行目に式がありますが、適切な職種の公共工事設計労務単価（円／人日（8 時間））に施工条件・作業内容等に照らして適正な歩掛を乗じて導かれる「単位施工量当たりの労務費」に、「必要な数量」を乗じる式によって計算して得られる額に相当する労務費総額、少し持って回った言い方でございますが、この額が確保されている請負契約が、契約段階において適正な水準の労務費が確保された請負契約として評価されるという考え方を示しています。

その上で、当然適正な値というのは個々の契約それぞれによって異なりますけれども、(2) において、その前提の上での職種分野別の基準値の位置づけ等について記載させていただいております。212 行目以下ですけれども、この実際の価格交渉等において、(1)

でお示しました基本的考え方に沿った適正な労務費の確保をより円滑に進めるための観点から、設定が可能だということを満たす一定の職種分野につきましては、国土交通省において本基準により導き出される具体値、「基準値」という言い方をしますが、これを定めて運用する。こうした位置づけとして基準値を整理させていただいているということでございます。

基準値の定め方につきましては、②の 227 行目以下に記載させていただいておりまして、「P〇の図に定める統一様式」というのは、7 ページ、8 ページに書いてあるこれまでもご議論いただいたフローですが、この統一様式に沿って示すということですか、計算方法は当然ですけれども、適正な労務費のところの線で作成していくということですか、あるいは 235 行目以下では、このときに乗じる歩掛については便宜的にということで、国交省直轄工事で用いられている歩掛を活用することを原則とし、一方で適切なものがない場合においては、公的機関で別途用いられている歩掛等の活用も検討します。これは前回の議論の範疇ということでありましたが、戸建て住宅に関しては別途、国交省において歩掛調査を実施いたします。こうした位置づけと、また 242 行目ですけれども、いずれの歩掛の活用も困難な職種分野については、定性的な形で基準値を設定することを妨げないということも記載させていただいているということでございます。

最後に 256 行目以下ですけれども、細分化の程度ですとか標準的な規格・仕様、設定する歩掛、留意点等につきましては、当該職種分野に係る専門工事業団体、元請建設業団体、国交省からなる職種別意見交換会において検討を行い、その検討結果を反映することと、③の手続としましては労務費ワーキングにも必要に応じて報告しつつ、決定・公表等は国交省において行うと記載させていただいてございます。

第 3 章が実効性確保策ということでございまして、こちらは全体像を簡単にご紹介させていただきますけれども、これまでに議論したとおりですが、上流から下流へ価格が決まる構造を、下流から上流へ価格が決まる、必要な労務費水準を適切に確保するために、必要な額を見積もって確保していくという流れに変えていくことが必要であるということで、そのためにはこの基準が示されることだけで足りるということではなくて、実効性確保策が必要ということで記載させていただいてございます。また、第 8 回のときにまさにこの会場でも議論になりましたけれども、月給制というキーワードも出ておりました。直接雇用するとか退職金を準備するとか必要な休暇を取得するとか、そうした技能者の処遇の他産業並みの水準への改善に取り組む事業者がサプライチェーン全体において適切に評価さ

れる環境整備ということを記載させていただいているということと、特に発注側の委員の方からのご指摘があったかと思えますけれども、労務費行き渡りの阻害要因ともなる過度な重層下請構造の是正も目指していくというところで、素案を記載させていただいています。また、新たな商慣行の確立に向けては中長期的に定着を図ることが適切であるということで、298・299 行目に記載してございます。

また、入口の基本的な考え方は、特に新しい要素は大きくはありませんけれども、実効性確保策それぞれの項目②③④⑤につきましては、基本的にこれまでご議論いただいた範囲において記載してございます。

また、(3) 支払い段階における実効性確保、出口というところでございますが、基本的な考え方といたしまして、①の 2 つ目のポツの 2 つ目の○ということでもありますけれども、建設業者は技能者と適切に雇用契約を結び、技能者に対して知識、技能、その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金として、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられる CCUS レベル別年収（目標値）の支払いを目指すということに記載させていただいております。また、補足であります、410 行目がまだ整理し切れていないのですが、前回、実効性確保策のときに CCUS レベル別年収を目標値と基準値の 2 段階セットしますという言い方をしていたのですが、基準値というのが各職種の基準値と少し紛れが生じる可能性があるかなと思ひまして、まだ表現がペンディングになっているところがありますけれども、これまでの検討のラインがずれているわけではないということで、410 行目の表現につきましては補足させていただいています。

おおよそこういった考え方で資料 3 の記載をさせていただいているということで、ご確認いただければと思います。

議事 1、素案に関する事務局からの説明としては以上でございます。

○小澤座長 ご説明ありがとうございました。

それでは、討議に移りたいと思います。ただいまご説明いただきました資料 1～3 について、特に資料 2 において示されております 2 つの論点についてご意見を賜りたいと思います。それでは、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。ご意見は 1～3、全体に対して言っていただいて結構です。どうぞ。

○荒木委員 全建の荒木です。よろしくお願いします。

資料 2 の論点①と②に関しましては基本的に賛同いたします。

その上で、資料 3 の素案について少し発言いたします。まず、6 ページの「基準値の定

め方」について申し上げます。労務費の基準は公共工事設計労務単価×歩掛がベースとなり、235 行目に歩掛は「国土交通省直轄工事で用いられている歩掛を活用することを原則とする」とあります。しかし、地方の小ロット工事では、国土交通省直轄工事の歩掛を用いると労務費が低く算出されてしまいます。小ロット工事の歩掛の運用ができるまでは、発注者は参考にする歩掛として国土交通省直轄工事の歩掛を用いることが想定されるため、元請は実態に合わない低い労務費を発注者から支払われる一方、下請からは現場条件に応じた歩掛を用いた価格で労務費が請求されるため、元請が過度に負担を負うこととなります。さらに、不良・不適格な元請は、下請に対して国土交通省直轄工事の歩掛を盾に、現場条件が加味された歩掛を用いた適正な労務費を支払わず、労務費を低く抑えることで労務費をダンピングできてしまうのではないかと考えております。そのため、できるだけ早く小ロット工事に対応した歩掛をつくっていただくとともに、それまでの間、このような懸念も踏まえた運用としていただくようお願いします。

次に、12 ページの「(4) 公共工事における上乘せの取組」について申し上げます。444 行目辺りの「「労務費ダンピング調査（仮称）」を実施する等、公共工事の契約段階において適正な労務費等が確保されるための措置が講じられることが適切である」との記載について、これまで発言しておりますとおり、例えば落札率が 92%であった場合、労務費を 100%行き渡らせることは難しいと考えます。そのため、労務費について積算額の 100%になっていない場合には落札させない、または労務費ダンピング調査を必ず実施するなど、受注者に労務費を切り下げさせない方法を記載しなければ実効性の確保策にならないと思います。また、労務費ダンピング調査を実施することは一定の前進と受け止めておりますが、その結果、どのようにダンピングが抑止されるのかが明らかになっておりません。例えば、444 行目に、労務費ダンピング調査を実施しダンピングが明らかな場合は契約しないことやペナルティーを科すことなどの対策を記載するのはいかがでしょうか。

これまで申し上げていることですが、元請が下請に適正な水準の労務費を支払うためには、まずは発注者から元請に対して労務費が行き渡ることが重要です。そのため、ぜひ 4 ページに記載されております労務費確保のイメージ図の中に、発注者から元請に労務費が行き渡っている図を加えていただきたいと思います。私からは以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。後ほどまとめて事務局からコメント、対応をお聞かせください。

続いて、ほかにご意見は。どうぞ。お願いします。

○相良様（白石委員代理） 日建連の白石の代理で発言させていただきたいと思います。
相良です。よろしくお願いいたします。

まず、資料 2 の労務費に関する基準（素案）についてですけれども、1 ページの労務費に関する基準の論点①、職種別の基準値の取扱いについて、こちらは国交省案①のとおり、「労務費に関する基準」の本文文書は基準の考え方を示しており、職種別の基準値までは掲載しないという方針に賛成いたします。

それから、3 ページの労務費に関する基準の論点②、実効性確保策の取扱いについて、こちらも国交省案②のとおり、実効性確保策を「労務費に関する基準」の本文文書に記載することに賛成いたします。実務的には細かい部分まで詰めることが必要な論点が多いので、引き続き関係者の皆様と意見交換しつつ、ガイドライン等に反映していただければと存じます。

それから、今度は資料 3 のほうで少し意見を述べさせていただきたいと思います。4 ページですけれども、労務費の基準に関して公共工事設計労務単価を使用することについてです。本年 12 月の施行前に公共工事設計労務単価を用いて制度運用を開始することは仕方ないとしても、技能者の処遇改善のためにどのような単価がふさわしいのかは、引き続き議論を深めていければと思います。日建連では、本年 7 月に「建設業の長期ビジョン 2.0」というものを公表しております。目標として、今後 10 年での技能労働者の所得倍増を打ち出したところでございます。こうした将来目標を建設業全体で、かつ官民で共有していただき、公共工事設計労務単価についても実態調査の結果を反映させる現行方式から政策的に引き上げていく方式に改めていただければと思います。

それから、労務費に関する基準の資料 3 には、中長期的な視点に立って、技能労働者の賃金を望ましい目標水準を設定して引き上げていく必要があると、あるべき論を明記していただきたいと考えております。

それから、9 ページ、発注者のご理解について、元請としてはサプライチェーンの出発点である発注者に適正な労務費の確保についてご理解いただかなくてはならない中で、特に民間発注者においては様々な業種の発注者から一様に理解を得るのは大変難しいと考えております。国交省が公取や経産省と連携して、元請から発注者に対して提示可能な違反事項を明記したパンフレット等、啓発物を作っていただきたいと考えております。

同じく 9 ページ、設計図書の粗さについて少しお話しさせていただければと思います。前回、白石からも意見があったと思うのですが、精度の低い設計図書への対応につ

いて、ガイドライン等で明確に示していただきたいと考えております。設計図書が正確でなければ適正数量が算出できず、詳細な見積りはできません。発注者の責任で正確な設計図書を作成の上、正確な数量で契約することが大前提である。その後の設計図書の変更などに伴う数量、労務費の変更等は当然精算、契約変更されることが必要不可欠であることを、労務費の基準に関するガイドラインに明記していただければと思います。それから、労務費の基準の施行に合わせて「建設業法令遵守ガイドライン」においても、このことを明確に示していただければと考えております。

それから、10 ページから 11 ページの実効性の話で、これも何度か申し上げていると思うのですが、正直者がばかを見ないようにしていただきたいと。12 月の施行後、全ての受発注者が一斉に手続から導入することは難しいと考えます。制度遵守する企業が不利益を被らないようにする上で一番有効なのは、出口、賃金の支払いについて、建設 G メンが強力に指導・監督することであり、ぜひ出口対策については施行直後から徹底して取り組んでいただければと考えております。また、アナログでよいので速やかに通報窓口をつくるべきであり、そのことを労務費に関する基準、資料 3 に明記していただければと思います。

それから、11 ページ、CCUS レベルの労務費の基準と関係について、CCUS を活用して適切な労務費の行き渡りを進めていくことが重要であり、CCUS の 3 か年計画でも課題に挙げられているとおり、労務費の基準と CCUS レベル別年収との数的関係をどのように捉えるべきか明確にする必要があると考えます。出口対策として CCUS のレベルに応じた適正な賃金を支払うこと、こちらを記載しているのは大変評価できると思います。ただ、入口での対策として CCUS の位置づけをもう少し記入していただければと思っており、今の記載内容では不十分ではないかと考えています。出口対策において CCUS レベル別年収に沿った賃金を支払うということであれば、その原資、労務費をどう担保するか、その考え方を労務費の基準に明記していただきたいと考えております。

以前から申し上げているとおり、労務費の単価は CCUS の各レベルでバランスよく構成された標準的な体制で施工した場合の平均値であることを示すべきと考えております。班編成の構成人員において技能レベルの高い職人、レベル 4 が多ければそれだけ労務費は高くなるのではという議論がありましたが、技能レベルが上がれば、その分、歩掛も向上するということから、単価×歩掛の結果はそう大きく変動しないのではないかと考えます。標準的な体制を示しておけば、それとの比較により見積り内容が妥当であるか比較検討が

容易となり、見積り提出側も単価と歩掛の算出根拠を示す必要が出ることから、契約当事者間のコミュニケーションや実効性確保の観点からも、CCUS レベルと労務費の関係を示す意義があります。これにより CCUS の登録率のアップにもつながり、相乗効果も期待できると考えております。

最後に、CCUS のレベルに応じた適正な賃金支払いを実現するためには、その前提となる CCUS の能力判定や就業履歴の蓄積を短期間で飛躍的に高める取組が必要と考えております。当然業界のほうも努力するのですが、国にも施策を総動員して取組を進めていただければと考えております。長くなりましたが以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。

もう一人お伺いしましょうか。お願いします。

○長谷部委員 全建総連の長谷部と申します。

まず、細かいことで申し訳ないのですが、呼称についての確認です。この間、「労務費の基準」「標準労務費」等の呼称を使用していたという認識をしておりましたが、今後は「労務費に関する基準」という文言で統一されるという認識でよろしいでしょうか。後ほどご教示いただければと思います。

それに加えて、資料 2 の労務費に関する基準の論点①につきまして、基準の具体値の取扱いにつきましてですが、全ての技能者が労務費の基準の対象となるように、新たな分野での基準の設定、迅速な運用対応などを進めていく上では案①の対応が適切であると考えます。ただし、下請業者や現場従事者にとって不利益につながるような設定、改定の内容等につきましては、本ワーキング等で関係者の意見聴取等をしっかり行っただきまして、慎重かつ丁寧な対応をお願いしたいと思います。また、定性的な形で基準値を設定する職種につきましては、その実効性が確保されるように建設 G メン等との連携強化や周知方法、下請受注者側が基準値に基づいた見積書を提出しやすい取引環境等についてガイドライン等へ記載いただくなど、ご検討、ご配慮をお願いしたいと思います。

続いて、論点②の実効性確保策の取扱いにつきましてですが、極めて重要であると認識しておりまして、建設業界全体が認識を一致させて取り組むべき施策として、しっかり位置づけを行うべきであると考えておりますので、案②の中建審の合意対象とすることが適切であるかと考えます。中建審の合意事項としていただきまして、実効性確保の具体策等につきましては、本ワーキング等で継続的な論議をしていただくようお願いしたいと思います。

資料3の労務費に関する基準の素案につきまして、内容について改めて意見聴取の機会をぜひ設けていただき、その意見を反映・補強等した内容を基に、次回WGにおきまして再度確認をしていただくことをお願いいたします。

その上で、まず一人親方の通報等についての要望をさせていただきたいと思います。資料3の12ページの421行目で、技能者通報制度による適正でない賃金支払いの情報提供について記述いただいておりますけれども、一人親方の通報等についても対応が必要であると考えます。公益通報者保護法の改正では保護対象にフリーランスが追加されていることですか、フリーランス新法により一人親方等の適正取引について徹底が図られているといったことなどを踏まえまして、特に取引上立場の弱い一人親方に配慮した対応が必要と考えますので、ご検討をお願いいたします。

また、CCUS レベル別年収の改定につきまして、改めてスケジュール等について詳細をご教示いただきたいと思います。関連して13ページの、公共工事の上乗せの取組の出口での確認の賃金支払い状況のところにつきましては、CCUS レベル別年収の今後設定される予定の最低目標値を参考とするなど、出口部分の賃金支払いでの見える化等をしつかりと進めていただき、公共工事から適正な賃金支払いを含む新たな商習慣の構築をぜひお願いします。以上でございます。

○小澤座長 ありがとうございます。

それでは、一度ここで事務局からお願いします。

○石井補佐 ありがとうございます。

まず、荒木委員から頂いていた小ロットの工事でありますけれども、重要なポイントとして国交省直轄の歩掛というのは、あくまで標準的なケースの一つの例として、この基準値をつくる場合に原則として使うということであって、小ロット歩掛を使うことが妥当な現場においては、当然小ロットの歩掛を使って見積もっていただいて確保するというのが、発注者としても見積りを受けたらそれを考慮することが重要でございまして、直轄の歩掛の使用を強制するものではないということはまず前提としてございますが、いずれにせよ小ロット歩掛の検討は進めているところでありまして、継続的に進めてまいりたいというところであります。

その上で、次にペナルティーでありますけれども、頂いた記載のコメントにつきまして、は全体のバランスとかも含めつつ、ご意見も踏まえつつ検討してまいりたいと思います。また、4ページの図に関するコメントも表現する言葉などは、引き続き検討してまいりた

いと思います。

相良委員から頂いたところでありますけれども、全体として各委員共通であります、実効性確保策につきましては、あまり変動する事項をここに書き込み過ぎると、かえって変えづらくなるというデメリットもあると思っております。その範囲で今後頂いたご意見も踏まえながら検討いたしまして、もう一回、10月27日に総論としてご確認いただく機会がありますけれども、そうした観点でもご意見を賜れればと思います。再度、案として整理して出しますので、ご議論に踏まえていただければと思います。精算等のガイドラインに関するコメントも各委員から頂いているところでありますけれども、そこも引き続き事務局としてのガイドライン等の案の作成は、できるだけ早くお示しできるように進めてまいりたいと思います。

あとは長谷部委員から文言ということで、「労務費に関する基準」でいいのかというところであります。法律上の文言としては「労務費に関する基準」が、中建審が作成、勧告となっております、ワーキングの名前も「労務費に関する基準に関するワーキング」というのも少しというところもあるのですが、いろいろ少しぶれた表現というか、まず、基本問題小委員会での検討時期とかは「標準労務費」という言い方をしていたとか、少し変遷はあるということですが、正式の、少なくとも本体の文書に関しては「労務費に関する基準」です、それを踏まえた基準値というところでは「基準値」という言い方で今回の文書の中でも定義しているところでありますので、とりまとめに向け、そこが正式の名称とご理解いただければと思います。

また、意見聴取の機会というところではありますが、各委員に正式版、セット版をお送りしたのは昨日でございまして、まだいろいろコメントいただくところはあるかと思っております。この後の議論の対象となる基準値も含めて、何かございましたら一旦は9月中ぐらいに頂ければと思っております。

○山影調整官 建設業課の山影でございます。

通報制度に関しまして、日建連の相良委員からアナログでも進められないかといったご意見と、長谷部委員からは一人親方の取扱いについてご意見を頂いたところでございます。賃金の通報の仕組みでございますけれども、これまで法令違反についてはそういった相談窓口があったわけでございますけれども、一方でそれとは別として、技能者の方から直接賃金についてのご相談ですとか情報提供いただく仕組みがなかったという点を捉まえて、今回新しく構築していくものでございます。今回仕組みを初めてつくっていくところもご

ございますし、状況によっては通報というものも相当程度出てくることも場合によっては考えられるかなと思っております、そういう意味ではセキュリティーの観点も含めてデジタルを活用して、うまく効率的にやりながら進めていくことが大事ではないかなと考えているところでございます。

一方で、速やかにやるべきだということもあろうかと思っておりますけれども、この通報制度の仕組みにつきましては関連予算を来年度当初予算に計上して、今、予算要求をしっかりとやっているところでございますので、なるべく早く進められるようにしていきたいと思っているところでございます。

それから、長谷部委員から一人親方に関してございましたけれども、この仕組みは企業に雇用されている技能者の方にこれまでそういう仕組みがなかったということで設けたものでございます。一人親方となりますと事業主として、ある意味、個々の請負契約の中で適切な報酬を得ていくものと認識しております、そういう意味で言いますと一人親方に関しましては、個々の契約の中で請負金額が適正かどうかということであると考えてございますので、そういった何らか個々の請負契約に関するご相談とか情報提供ということでございます、ホットラインなど既存の請負契約適正化の窓口等々がございますので、その中でしっかり対応させていただきたいと思っているところでございます。私からは以上でございます。

○高橋室長 すみません、荒木委員の労務費ダンピングのご指摘について補足させていただきたいと思えます。落札率 92%と労務費 100%の関係でございます。私どもも労務費が官積算の 100%相当、これを確保していくということは重要だと考えております。そのために労務費ダンピング調査として各種取組を実施していきたいと考えております。この労務費ダンピング調査を行うことによって、これまでダンピング対策が不十分だった公共発注者についての取組の強化を図るということも狙っております。

例えば、この中央公契連モデルは令和 4 年が最新のモデルになっておりますけれども、その古いものを使っている水準以下の団体ですとか、あるいは最低制限価格、低入調査、こういった対象が限られていて対象外の工事が多く存在するような団体とか、そういったところに対しての取組の底上げを図っていくことも重要だと思っております、労務費ダンピング調査をしっかりやっていただくことがまず重要かと考えております。こうした取組を粘り強く進めることによって、中長期的には落札率が上昇していくことも期待されるのではないかと考えております。

実際にこのダンピング対策を実施した結果、どのように抑止していくかという書きぶりについては、また工夫していきたいと思いますが、3月のワーキングでも申し上げましたように、このダンピング調査によって、発注の契約そのものを行わないことは難しいと考えておりますが、こういった対策が考えられるかということは、いま一度書きぶりを工夫・検討していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小川推進官 設計労務単価と CCUS について、小川から補足させていただきたいと思います。

まず、日建連の相良委員から設計労務単価の在り方についてのご意見がございました。設計労務単価につきましては、まず会計法令上、取引の実勢価格を考慮して設定するという形で今作成されているものでございます。まずはそちらの設計労務単価について、今まさにこちらのワーキングで公共工事設計労務単価並みの水準の行き渡りをしっかりと確保して、それが結果的に次の調査につながって、それが労務単価の上昇という好循環につながるといったものを目指して、まずはこちらのワーキングでの労務費確保と行き渡りについてしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、CCUS につきまして、全体の設計労務単価と労務費の基準と CCUS レベル別年収の関係性ということで、併せてそもそも CCUS 自体について、能力評価などをしっかりと進めていく必要があるといったご指摘を頂きました。それは、まさに我々としても CCUS の取組をしっかりと進めていく必要があると考えております。先ほど入口のところでの踏み込みが甘いのではないかとといったご指摘を頂きまして、入口のところで見ますと、まずは自主宣言制度をしっかりと機能させてと考えておりますが、ほかにこういったことが考えられるのか、実際それをどうやって文言に落とし込むかというのは、全体も見ながら進めてまいりたいと考えてございます。

また、長谷部委員から CCUS レベル別年収について、いつ具体的に改定するのかといったご質問もございました。具体的に何月何日という形では申し上げられないのですが、資料1の最後のページにありますとおり、全体としてこちらの設計労務単価と労務費の基準と、それと併せて最終的な出口としての CCUS レベル別年収という形になってございますので、そういった労務費の基準をお示しするようなタイミングと、そう遠からずレベル別年収についてもお示ししていきたいと考えてございます。以上でございます。

○小澤座長 ありがとうございます。できるだけたくさんご意見を頂きたいと思っておりますので、できましたら簡潔にお願いできればと思います。ありがとうございました。

それでは、ほかの方のご意見をお受けしたいと思います。どうぞ。

○青木委員 住宅生産団体連合会の青木です。

先ほどの資料 2 の論点①②に関しましては、今回の案で住団連としても了承したいと思います。

資料 3 のほうですけれども、6 ページ目の 233 行目、これはずっと前から言われている話ですが、公共工事設計労務単価を適用するということで、それはそれでよろしいかと思うのですが、職種について全く固定なのかどうか。今後増やすとか、そういったことがあるかどうかということなのです。

具体的に申し上げますと、住宅の場合、例えば大工さんと、その下の普通作業員といますか、非常に間がないといいますか、一般の大工さんよりももう少しスキルの低い職人さんというのがあります。例えば工業化の進んだプレハブ住宅などは、大工ほどスキルが高くないでも造れるように設定されているという話や、ツーバイフォー工法では、建て方時に大工とは別で、躯体だけ組み上げる、いわゆるフレーマーという職種もあります。では、そういったところは普通作業員でいいのかというと、そうでもないというところもあって、なかなか大工だと高過ぎるから普通作業員でという話になってくると、今度は無理やり歩掛のほうを調整しなければいけないという話になってしまいます。そういった意味合いで現状の公共工事設計労務単価の職種について、今後もう完全に固定で増やすことはないということであれば、またいろいろ考えなければいけないというところがありまして、要望としては、できたら追加という余地も残していただきたいなというところがございます。以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。

楠先生。

○楠委員 筑波大学の楠です。どうもありがとうございました。

2 点あるのですが、1 点目は資料 2 の 3 ページで、案①、案②とありますけれども、これは私も全然了解しているのですが、これに関しては建設業法第 34 条の第 2 項に、基準を作成するとともに実施を勧告するとなっているので、実施ということですので、これを併せて書き込むというのは非常に適正であり整合的なかなと思いました。

それから、もう 1 つなのですが、資料 3 の素案の 440 行目前後に、品確法に関連する運用指針があり、その後に入札契約適正化法第 12 条が出てきます。品確法もそうなのですが、入契法も指針というものがありまして、その指針に何か影響するのであれば、

結局これも中建審の意見を聞くと入契法上書いてあるので、もしこれが連動するのであれば、そちらももしかしたらセットで話す必要があるのかもしれないということです。これは分かりませんが、コメントがあればよろしくお願いします。

○小澤座長 ありがとうございます。

ほかに。どうぞ。

○佐々木委員 不動産協会の佐々木でございます。1 つは質問と、1 つはお願いでございます。

資料3の素案の9ページです。315行目と316行目に「労務費に関する基準と併せて、これに基づく価格交渉の進め方などに関するガイドラインを国土交通省において示すことが適切である」と記載いただいております。また、10ページ目の351行以下のところに、3つの「解説」「作成手順」「ガイドライン」（「専門工事業者向けの見積書の様式例及びその解説」「専門工事業団体向けの標準見積書の作成手順」「発注者・元請間の見積書の作成に当たってのガイドライン」）が挙げられています。9ページの315行目、316行目で示しているものは、この10ページ目の351行以下で記載の3つのものと別のものをつくるという想定なのかどうかというのが1つ目の質問です。

2つ目はお願いでございます。いずれの形になるにせよ、民間発注者の理解を正しく広げるという意味で、これまでの本ワーキングで整理いただいた『契約段階における「労務費の基準」の運用方針』の内容を分かりやすく盛り込んでいただければと思います。よろしくお願いします。

○小澤座長 ありがとうございます。2つの論点については。

○佐々木委員 それについては特に異論ございません。

○小澤座長 よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、ほかのご意見を頂けると。どうぞ。

○大森委員 大森です。私からは1点なのですが、13ページの最後の「(2) 基準の見直し」の記載がさらっと3行で書かれていますが、本素案の現段階だけではなくて、将来の姿勢を示すものとして実は非常に意義のある箇所ではないかと思っております。恐らく今後必要に応じて見直しが行われていくと思いますが、時代や状況に応じて、中長期的な視点で慎重かつ柔軟に対応されていくことと思われまますので、是非そういった面を明確に記載していただきたいと思っております。またそうすることで、今回の取り組みがより意義のあるものになることを期待しております。以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。ちなみに、2つの論点についてはよろしいですか。

○大森委員 2つの論点については、ご説明いただいたとおりで異議ありません。

○小澤座長 分かりました。ありがとうございます。

どうぞ。

○渡邊（美）委員 URの渡邊と申します。資料2の2つの論点に関しましては、ご説明いただいたとおりで結構だと回答させていただきます。

加えて資料3でございます。2つほど質問させていただきます。12ページの「公共工事における上乗せの取組」というところでございますけれども、基本的にはダンピング調査を示しているかと思っております。今後ガイドラインで具体的な中身は示されると思いますけれども、調査の範囲としては入口段階で恐らく歩掛と労務単価という、いわゆる直接工事費調査が主眼となると思います。

それで、出口としてですが、13ページに記載されています独自に賃金の支払い状況、労働時間等を把握というコメントがありまして、この辺りは今回追加されている部分かと思えますけれども、この辺のイメージというか、どういう形で把握していくのかということ、そしてこの狙いというか、ここを新たに加えた意図みたいなところを教えてくださいというのが一つ目でございます。具体的には、なかなか把握して、それをどう反映していくのかは非常に難しいなというところもあるのでお聞きしたいということでございます。

もう1つは9ページの「契約段階において適正な水準の労務費等を確保するための取組」でございますけれども、327行目あたりに「雇用に伴う必要経費」の参考値としての公表という書きぶりがある、その他文章で多々経費について記述があるかと思います。元々今回の取組は、材料費よりも縮減が容易な労務費にメスを入れたというのが経緯かと思いますが、今回これでダンピング調査等々もあると、競争部分のしわ寄せが経費に行ってしまうのではないかと懸念です。トータルの額、いわゆる行き渡りの額は変わらないけれども中で操作するみたいなことがあるのは非常に避けたい部分がある一方、この辺に関しましては、なかなか確認のしようがありません。どれだけ重層下請構造が解消されているかが分からないことで、なかなか経費をどうチェックするかみたいところは難しいのではないかと考えております。

ただ、一方で経費を公表値とするという記述があるので、どういう形で何をするのか？公表する意味と、あくまで公表するだけで、そこは数値として参考に出すということなの

かとか、その辺の真意みたいなものを教えていただければありがたいというところで質問させていただきました。以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。

オンラインで西野先生に挙手いただいているそうです。西野先生、どうぞ。その後に事務局からお願いします。

○西野委員 ありがとうございます。京都大学の西野です。お示しいただいた論点の2つについては、そのとおりで結構です。

資料3の素案について2点申し上げたいのですけれども、1つ目は、ここで言う「技能者」というのは誰なのかということはあまりにも当たり前の扱いというか、特に明示はされていません。ただ、現場には、主任技術者というのが一番分かりやすいですけれども、技能者と技術者との中間的な位置づけの方がいらっしゃいます。通常であれば、技能者の中でも技術者的な立場に立つ方は通常の技能者よりも高額な賃金を得る、見積もるときも通常の技能者よりも高額な労務費に相当する額を見積もることになると思うのですけれども、とはいえ様々な現場がありますし、技能者と呼ばれる人はほぼいない、技術者的な仕事をしている方だけで回るような小さい現場もあるかと思います。そういう場合に技能者ではないからということで適切な賃金が、もしくは適切な労務費が確保されないという逆転現象が起こるとよくないなと懸念しておりまして、少し考え過ぎかもしれないのですけれども、やはりここで言う「技能者」というのがどこまでを対象にするかということは、この基準の中で明示しておいたほうがいいのではないかなと思います。それが1点目です。

もう1点なのですけれども、9ページの302行目のあたりで「基本的な考え方」として「契約段階において」ということを示してあるのですけれども、そもそもの前提として契約を適切に締結してから工事をするということがこちらで暗黙の前提になっているかと思っています。それをわざわざ書くべきなのかということはあるのですけれども、やはり口頭で決めてというようなことがまだまだないわけではないので、改めて建設業法にのっとってきちんと契約を行って、書面も交わしてということをお大前提として一言入れていただくのほうがいいのではないかなと思っております。以上です。よろしくお願いいたします。

○小澤座長 ありがとうございます。

それでは、ここまでを事務局のほうでお願いいたします。

○石井補佐 ありがとうございます。何点か頂いていたところでもありますけれども、基本的に本文のほうに反映する意見につきましては、頂いたコメントの趣旨と全体のバランス

も踏まえながら再度事務局で検討して整理させていただいて、次回、案としてお示しさせていただきますと思います。

1 点、UR の渡邊委員から頂いておりました必要経費のしわ寄せを防ぐ話につきましては、これまで実効性確保のところで議論してまいりましたが、当然、材料費が確保されて、労務費が確保されて、必要経費のところで帳尻を合わせるということはあってはならないと考えておりますので、まずもってこれまで3つの経費、社保の法定福利費と安全衛生経費、建退共掛金を内訳明示して、そこもこの業法の規制の中で著しく低い見積り等をよろしからざるものと書く形で整理していることをご報告したというところと、あとは公共工事設計労務単価の中には、まさに利益とか諸経費が入っておりませんので、そうしたところも本来ありますよということで、設計労務単価を示すときに41%分を加えた額を別途、参考値として示している。それはまさに適正原価というか、全体の中で必要なものとしてお示ししているのであって、それに準拠して、基準に関しても当然、設計労務単価を使うということであれば、同様の整理というところでお示ししていくと。当然、そのこの範囲の経費を確保されていくことを、これに伴う必要経費分の確保も図っていくといった意図において記載しているというところで、ここにおいて第8回に比べて特に新たな整理をしているところではないということであります。

○小川推進官 設計労務単価について、青木委員から職種を追加する予定はあるかといったご指摘、ご意見を頂きました。

まず、設計労務単価につきましては公共工事設計労務単価ということですので、今、公共工事で一般的に行われているものを対象として現在の51職種というものがございます。これに新しく職種を追加することになりますと、そもそも設計労務単価を作成する際の労務費調査として、きちんと的確に把握できるのかとか、それを踏まえてしっかりと単価を47都道府県ごとにつくることがそもそも可能なのかとか、そういったことも含めて検討が必要になってくるものかと思っております。この51職種については長らく変わってはいないところでございまして、すぐ新しい職種を追加するとかつくるということは今の時点で少し難しいのかなと思っておりますのでございます。以上でございます。

○近藤室長 続けて今の件に1つだけ補足させてください。青木委員のご意見の件、公共工事設計労務単価を増やすというご要望については今お答えさしあげたとおりなのです。他方で、次の資料4でご説明する労務費の基準値というところにおいて、公共工事設計労務単価や歩掛がないというお話がありましたが、そのうち歩掛については、公的な歩掛

がないような職種が仮にあったとしても、それが業を代表するような主要な工事である場合には定性的に示すといったことも進めるという考えで今やらせていただいています。ほかの住宅以外の職種でも、歩掛はないのだけれども、代表例としてはやはりそれがあつたほうがいいというご意見を踏まえてつくっているものもございますので、住宅の取組につきましては今行っている住宅の歩掛調査も踏まえながら、引き続き意見交換をさせていただければと思いますので、その点も併せてお含みおきいただければと思います。以上です。

○高橋室長 適正化指針の関係で楠委員からご指摘いただきました。最後の書きぶりのところなのですが、入契法の適正化指針と、さらに品確法も基本方針というものがございます。根拠となる指針をどう書くか、書きぶりは工夫させていただきたいと思います。

○小澤座長 ありがとうございます。

それでは、続けてご意見を頂きます。どうぞ。

○渡辺（直）委員 松戸市の渡辺です。資料2の論点①、論点②については異論ございません。

公共工事の記載に関して、資料3なのですが、9ページの297行目に「公共工事の特性を踏まえた上乗せの取組が必要」という記載があるのですが、ここの公共工事の特性について、何か補足するような記載があつたほうがいいのではないかと思います。といいますのは、公共工事の発注者にダンピング調査などを多くの公共工事でやっていただくという意味で、しっかり理解いただいて意識を高めていただくために、そういったものがあつてはどうかという提案です。

○小澤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。どうぞ。

○三宅委員 東京都の三宅でございます。資料2については特に異論ございません。

それで、12ページ目の410行目でございますが、これはちょっとした確認なのですが、410行目のCCUS レベル別年収の箇条書の黒ボツなのですが、これは正しくは白丸の箇条書なのかなと思いました。前のページの399行目のところの「かかる認識を関係者間で共有しつつ、下記を目指すことを基本的な考え方とし」というところの、「下記を目指すこと」の中の一項目なのかなと。そうすると白丸のほうがいいのではないかと、いうところがまず1点です。

あと、12ページ目の「(4) 公共工事における上乗せの取組」のところですが、447行目が「「出口」での確認」になっております。ここに出口での確認として、「公共工事の

発注者においても独自に労務費・賃金の支払い状況等を把握することにより」と書いてあるのですが、この「独自に」というところをできれば削除していただきたいと考えております。これまでのワーキングの中では、次の 13 ページの 451 行目から書いてくださるように、まずは国交省の直轄工事で手法を確立してから、その後に普及促進していくというような方向でお話を聞いていたわけです。また、公共側も人手不足の中で独自の方法による確認というのは少しハードルが高過ぎますので、その点をお願いできたらと思います。

また、削除していただいた「独自に」のところには、運用指針の表現を取り入れて「受注者の協力の下」という文言を追加していただいたほうがいいのではないかと思います。今、書類削減という全体の流れの中でも、この点は受注者から資料を提供していただくことが重要になってくるのではないかという考えから、そうしたほうがいいのではないかと思います。以上でございます。

○小澤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○丸山委員 山下 PMC の丸山でございます。資料作成をありがとうございます。資料 2 につきましては全て合意いたします。資料 3 につきましてもおおむね合意いたしますが、幾つか質問と意見を申し述べさせていただきます。

まず、総論的な話ですけれども、先ほど各団体からもご要請のありました発注者がきちんと負担するということが重要ということにつきましても、総論としては必然であり合意いたします。しかしながら、これまでも再三申し上げておりますとおり、契約後において大幅な労務費の変更があるということは、やはり発注者サイドとしては容認できないと思いますし、建設調達全体の不信感につながっていくと考えております。

発注者サイドとしては、既にかなり高騰している建設費におきまして、相当程度の負担をしていると認識してございます。ただ、それでも足りないということなのであれば、発注者に単に追加の負担を求めるということだけでなく、受注者サイドにおかれましても特に重層下請の解消といったところ、発注者に過度な負担を求めないという努力をお願いいたしたく、その旨、周知用のガイドライン等に記載いただきたいと思います。1 次、2 次下請の経費・利益といったところを圧迫することはあってはならないことだとは思いますが、とはいえ今と同じで今の経費も負担して、その上賃金も負担してという形での重層下請をよしとしているわけではないということは明確にしていきたいなと発注者サイド

としては考えます。

とはいっても、実際、来年以降の現場を考えますと、恐らく元請のゼネコンさんからは発注者に対しまして、この労務費の基準値に基づいて既契約のものを含めて労務費の追加負担を求めるという要請が全国的に行われるだろうということは想像に難くないと考えます。各団体の皆様におかれましては、民間工事において、おおむねどの程度労務費がアップになるのかという試算をしていただきたいと思いますし、その数値を公表していただきたい。国におかれましては、その数値を基に我が国の建設市場がそれによりどのような変動を起こす可能性があるのかということについて、把握して公表していただきたいと思いますというのがお願いでございます。

最後に、資料3の最後、今東京都さんからありました「公共工事における上乘せの取組」といったところで、見積りににおける材工分離についての記載がございます。公共工事における上乘せの整理という形になってございますが、民間工事におきましてもこの労務費を採用する以上、同様の対応をしていただかなければその蓋然性というのは判断できないと考えています。コミットメント条項と併せまして見積りの材工分離につきましても、一定規模以上の非住宅の民間工事におきましても努力目標といった形での建付けを考えていただけないでしょうかと思います。以上でございます。

○小澤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○岩田委員 建専連の岩田です。法律が近くなったなという気がしております。物すごく建設業法は訳が分からなくて、だけどこれは職人の生活を守るために、しっかりと我々も勉強しなければいけないなと。こうやって皆さんがこのことについて、担い手確保だとか賃金をどう上げていくかということを真剣にやっていただいていることも伝えながらやらなければいけないなと思います。1番と2番については非常にありがたく、そういう意味でもこれを加えていただいた、基準の本文に記載するというのは非常にありがたいなと思います。

経費のことですとか、いろいろ出ておりましたので、この中で言うと5ページです。労務費の基準というのは技能者に渡るものであって、結局経費は別ですよ。今までの商習慣で言うと「込み」という中で来たので、結局使い物にならないのではないかとのご指摘を渡邊さんから言われたと思うのですが、まさに我々が一番気にしているというか、重要な部分だと思います。ここはGメンの方としっかり経費の基準なるもののすり

合わせをして、これはここに入っていると。訳の分からない見積りではなくて、我々がしっかりと明示する努力をしなければいけないなと感じました。

それで、9 ページの 311 行目の「適正に賃金を支払う優良事業者が市場で選択される環境を整備」、この部分が一番大事で、なじんでいくまでに相当時間がかかると思いますので、「そんな高いこと、訳分からんことを言うんやったらもうええわ。見積りもせんでええよ」というような中で生きてきましたので、この部分の環境整備というのが次の大きな課題になろうかと思いますので、G メンの方もここは、出された見積りに対してのチェックはできるのですけれども、そもそも大体どれぐらいの予算だから、それに合わないのだったらもう来なくていいよというものなんかもあるわけです。

ですので、そこら辺のところの環境をどうつくり出していくか。価格だけで評価されていたものを、これからは質の評価という意味で、「もう質はいい。当たり前だから価格が安いところの中で決めるよ」という世界になってしまうと何ら変わらないことになってしまいますので、この環境整備というのは、これからもこういう会を通じて、あと 1 回で終わりなのですが、継続して何か考えていただかないと、これで終わると結局、下にいる者は損をする、やっている者は潰れていくということになりますので、そこも併せてご検討いただければと思います。以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○土志田委員 全中建の土志田と申します。大変お世話になっております。

今日議論されております素案については、全て全中建としては賛成いたします。我々も元請団体の一角として、冒頭にご発言がありました全建の荒木さん、日建連の相良さんのご意見に対しましては全く同意見でございます。本ワーキングをやることによって、今まで表に出てこなかったような建設業界の実態が見えてきたことによりまして、今まで我々元請というのも請け負け根性でなかなか発注者さんに物を言えないということで育っているわけですが、言わざるを得ない状況に今建設業全体がなっていると。このままでいくと本当に担い手がいなくなってしまうという危機感の下、言わざるを得なくなって申し上げているわけですが、労務費の行き渡りについては、官民どちらの発注者様も私は覚悟が必要だろうと思ってございます。労務費を上げていくことは当たり前ですが、この気候に合った、この時代に合った全ての歩掛の見直し、または再構築がされなければ、絵に描いた餅で終わってしまうような気が、一つ心配しているところでござ

います。

先ほど中央公契連モデルというお話もございました。官公庁の工事について言わせていただきますと、やはり最低制限価格に集中してでないと、特に地方自治体の工事というのは受注できないと。最低制限価格で受注せざるを得ない。もう 10% 足りない中で今労務費の議論をしているわけですが、幾ら上げていただいても受注段階で原資が確保できなければ、私はこの業界に入ってくる若者は出てこないと思っておりますので、ぜひともその辺も、制度疲労を起こしているとは言いませんが、入契法から何から、やはり見直しをこの機にさせていただくことで、全体のありようを変えていく。まず公共工事から変えていく。そういうことで民間にも波及していくことになろうかと思っておりますので、いろいろ施策をやっていることは本当にありがたいと思っております。

実際に休日も取れるようになってきました。賃金も少しですが上げ始めています。そういう中でいい流れをつくっていくには、このワーキングはとても大事なワーキングであろうと。生の声が聞けているということが一番重要だろうと思っておりますので、ぜひとも今後ともしっかりと続けて、皆さんから発言を頂けることを念じております。まとまらない話になりましたが以上でございます。

○小澤座長 ありがとうございます。

一旦ここでお願いします。

○石井補佐 皆様ありがとうございます。

本文のほうのご意見に関しては先ほどと同様でございます。三宅委員から頂いたご意見、先ほどの UR の渡邊委員も含めて、公共の出口のところの書き方なのですが、第 8 回でも公共の出口のところで公共発注者として、「独自に」というのは民間発注者とは別に独自にという意図で、受注者を置き去りにしてという意味ではないのですが、公共独自の出口確認の取組をしていきたいと思います。それを直轄のほうでまず方向性を考えましょうとロードマップ等にも書いていたところですし、そういうことをやるということ自体は書いていたと思います。それを文書の形にしたものであるとご理解いただければと思います。

その上で、あとは重層下請の解消といったところに、本文にも結構今回明記して書かせていただいたというところで、そこはまさに全体として制度自体を持続可能にするということも重要と考えておりまして、まさに発注側のご意見として強かったところとも理解しております。そうした中で入れさせていただいているものでございます。運用方針等を書いていく中でも、今日頂いたご意見も踏まえながら考えてまいりたいと思います。

また、継続の議論というところで、岩田さんなり土志田さんなりから頂きましたけれども、冒頭、資料 2 でつけさせていただいたとおりで、枠組みは在り方を事務局のほうで考えますけれども、継続検討事項については引き続き議論できるようにしてまいりたいと思います。

○関室長 技術調査課の関です。

先ほどお問合せがありました、なぜ労働時間の把握が入ったのかということについて回答させていただこうと思います。これは品確法の指針において記載されているところがございまして、具体的には、受注者の協力の下、発注者は下請への賃金の支払いや労働時間に関し、その実態を調査するように努める旨が記載されておりますので、それに基づいてやらせていただこうと思っております。

その意義は、やはり労務費が適切かどうかというものを出口において確認するためには、単価に時間を掛けなければ労務費は出ませんので、その労務費を確認するためには必要な把握だという認識の下、労働時間の把握というのを記載させていただこうと思っております。以上になります。

○小澤座長 ありがとうございます。

それでは、続けてご意見を頂きたいと思います。どうぞ。

○前田委員 技能者の処遇改善に関する資料 2 の案①と案②については、基本的な考え方、方向性については大賛成です。ただ、制度化して実行する際に課題も幾つかあるかなというので、実務的な観点から幾つか意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、10 ページの 342 行目の「③労務費等を内訳明示した見積書の提出の促進」という点なのですが、これについては、鉄筋、型枠、コンクリート工事などについては労務費が別計上されるケースも多いかと思います。そして刊行物の単価や歩掛も認識されていきますので、単価の妥当性も含めて十分理解でき、作成実施は容易かと思います。ただ、一方、仕上げ工事においては職種も多く、いろいろな仕上げ材種等多種多様で、材料費、労務費などを全て区分することは実質的に合理性がないかなと思います。また、材料費は項目に計上して、労務費は一括して工数、あるいは一式で計上する方法では、労務費の項目別内訳が不明となるため、項目別材工単価の妥当性が判断できず、さらにその後の数量や仕様等の変更にも対応できないことになるかと思います。その上で、元請レベルの工事費内訳明細書においては、材料費、労務費などを区分計上する工種項目は合理的に具現化、具体化できる範囲とする必要があるかと思います。何もかもというところではないかなと思

います。

そして、11 ページの 408 行目の「処遇改善を通じて担い手の確保・育成に努める事業者の受注力が向上する」という点でございますが、当該の事業者は基本的に下請企業と考えられることから、元請であるゼネコンがどのように協力会社を評価、あるいは育成・支援するかという方針にかかってくるかなと思います。いずれにしても、工事請負においては相互に経済的なメリットを生じることが必要であり、優良な下請企業があっても、請負工事費は適正な範囲で定額であり、競争力があることが前提となりますということですから、今の処遇改善を通じて担い手の確保・育成に努める事業者に対しては、健全な競争環境を維持する上では国からの補助金、あるいは税金面などの優遇により、受注時の競争力を確保できる経済的なメリットを与えることも必要かなと考えております。

そして、12 ページの 421 行目ですが、技術者通報制度による適正でない賃金支払いの情報提供について、最終出口である技能者の賃金支払い額を適切に把握し、標準労務費基準を遵守させることが、今回の制度化が実質的な成果を上げる鍵であると思います。これにより建設重層構造の末端にいる技能者に適正な賃金が行き渡れば、最終的には発注者までに至る労務費の相場、入口が自然に形成されと考えております。これがまず総合的な意見です。

それと 13 ページの 458 行目ですが、これについては物価資料等に掲載されている価格は一応の参考にはなりますが、ゼネコンの取引実態と乖離しているものも多く見られます。公共工事においては、積算単価として採用することはルール上問題ないと思いますが、自由取引の民間工事においては、これは公の基準とできないと考えられますので、材料費に対する記述等は公共工事に限るということも必要ではないかと考えております。

それと、具体的な表現のところでお話しさせていただきます。3 ページの 136 行目、「適正な水準の労務費を確保する」というところですが、それを超えた価格に対して査定対象としないようなコメントが必要ではないでしょうか。あくまで基準値であり、個別案件ごとに歩掛も単価も変わるかと思っておりますので。

そして 5 ページの 198 行目、「高い技能を持つ」という文章がありますが、需給バランスなどが崩れた中での価格割増しも十分考えられることを記載していただきたいと思います。

そして 6 ページの 235 行目、「国土交通省直轄工事で用いられている歩掛を活用する」とありますが、現状の厳しい自然環境下、夏場の猛暑などの中でのものか、そうでない場

合の注釈記入が必要ではないでしょうか。また、あくまで直轄工事における平均値であると思われますので、案件によって、または部位の量によって上下するというような注釈記入が必要かと思います。個別値と基準値との扱いを前提条件として初めに明記していただきたいと思います。

そして、9 ページの 305 行目です。受注者が労務費を明示した見積りを作成とありますが、今後、協力会社、元請等も見積り作業量が増加することが見込まれるため、積算従事者の働き方改革も含め、見積り作成期間の延長を促す施策をぜひ実施していただきたいと思います。

そして 13 ページの 460 行目、「物価資料等に掲載されている価格」についてはあくまで参考値であり、協力会社やメーカーからの見積りが正規ではないかと捉えています。

そして、先ほど岩田委員から 9 ページの雇用に伴う必要経費についてのお話がありましたが、9 ページの 327 行目に「参考値として公表することが適切である」と書いてありますが、具体的にいつ、誰が、どのようにするかということも明記いただけたらと思います。長くなりましたが、よろしくお願いいたします。

○小澤座長 ありがとうございます。

ほかの方。どうぞ。

○堀田委員 堀田でございます。資料 2 の 2 つの論点につきましては、事務局のご提案にいずれも賛成いたします。

それに関連して資料 2 の 2 ページ目になりますけれども、労務費に関する基準の具体値を定める際の手続についての検討のフローが下に記載してございます。この具体値、基準値の決定に際しても、本来様々な意見が提出され得るこのプロセスにおいて、当事者である発注者・受注者が含まれるこのワーキンググループが一定程度関与した上で基準値が決定されるという、このご提案のフローに賛成いたしますけれども、このフローの中で右から 2 つ目に「基準値案の報告・質疑」と記載がございまして、このプロセスが非常に重要ではないかと考えてございますけれども、一つお願いは、これを資料 3 の本文でも反映していただきたいというのがお願いでございます。資料 3 の 263 行目になると思います。前の行から言いますと、この手順に基づき基準値の決定等については、労務費ワーキンググループにも必要に応じて報告しつつ、その後に「その意見を聞いて」という文言を加えていただければと考えてございます。以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。

ほかに。どうぞ。

○榎並委員 榎並でございます。論点の２つについては特に異論ございません。

資料３の本文及び全体に通じてなのですが、今回、入口から出口対策において、必要最低限、必ず遵守すべきダンピング対策等々につきましては、遵守できなかった場合、違反に関してはペナルティーが発生するということもあるかと思いますので、ほかの委員もおっしゃっていましたが、必要に応じてそういった記載もあり得るのかなと思います。

一方で、全体を通して事業者の自主性を求めるというところが非常に多くございます。やはり、この全体をうまく回すためには、こういった自主性を求める対策をどれぐらい加速できるかということが非常にキーかなと思っておりますので、それを促すためには、やはりインセンティブというものは物すごく重要であるかと思います。インセンティブについても触れられている箇所がありますけれども、やはりより具体的にどういったインセンティブが発生するのかというのを検討していくことが、全体をうまく回していくためには非常に重要ではないかと考えております。ありがとうございます。

○小澤座長 どうもありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。オンラインはないですか。

ありがとうございました。それでは、事務局からお願いします。

○石井補佐 前田委員からも榎並委員からもインセンティブの話がありました。現在、12月の施行時点で言うと自主宣言制度は非常に大きいというか、よところは大きいわけですが、さらなる処遇改善策とかインセンティブの増やし方も引き続き検討してまいりたいと思います。そのほか、本文に関する意見は賜りまして、検討して再度お示ししてまいりたいと思います。

○小澤座長 ありがとうございました。

一通りご意見を頂けたかと思います。事務局で挙げていただいた資料２の２つの論点については、おおむね皆さんからご了承いただけたかと思います。一方で、資料３の素案そのものについては非常にたくさんのご意見を頂いていて、恐らくまだ言い足りないという方もひょっとするといらっしゃるかなという状況なのですが、今後これを次回の開催に向けてブラッシュアップしていくプロセスについて、どのように対応を考えさせていただけばいいでしょうか。今日頂いたご意見を反映させたものに、もう一度ご意見いただくのがいいのか、一旦今日の資料に対してもし追加があれば、いつまでにお受けするという形がいいか。

○石井補佐 その意味で言いますと、今お示ししたものに關しまして、ひとまず9月中をめどに追加でもし何かあれば意見を賜りまして、そこまでに頂けたものに關しましては、10月27日のワーキングに反映したものをお示しするようにしてまいりたいと考えております。

○小澤座長 10月27日である程度まとめたのであれば事前に少し早めにお送りして、ご意見を頂ける時間を、少し余裕を見ていただけるといいかなと思いますが、そのような方向でよろしいですか。

○石井補佐 承知いたしました。

○小澤座長 ありがとうございます。

個別職種分野の労務費の基準値（案）について

○小澤座長 それでは、議事の1つ目は以上とさせていただき、2つ目の「個別職種分野の労務費の基準値（案）について」ということで資料の説明をお願いします。少し時間が押していますので、よろしくお願いします。

○近藤室長 専門工事業・建設関連業振興室の近藤と申します。

資料4の説明に入る前に、先ほど青木委員から設計労務単価がない分野の話があったと思うのですが、設計労務単価がないものを労務費の基準値として積極的に定めるといふに聞こえるような説明をしてしまったので、そこはすみません。歩掛がないところはうまくやっていくという話で説明したかったところでございます。誤解を招く表現で申し訳ありません。そこは資料3の6ページに詳細を記載しておりますので、ご覧いただければと思います。

それでは、資料4に基づいて、個別職種分野の労務費の基準値（案）について説明したいと思います。この資料は、ワーキンググループでご議論いただいた方向性や手順を踏まえて行った職種別意見交換会での検討を経て、事務局でまとめた案でございます。

まず、1ページをご覧ください。職種別意見交換会は昨年の11月以降、型枠、鉄筋、住宅分野から開始しまして、本日までに計24の枠組みの職種分野別に意見交換を行いまして、各業界の実情に応じた基準値の設定、その使用に係る留意点、実効性確保策を議論しているところです。各職種分野において、意見交換を踏まえた「労務費の基準値（案）」を本ワーキングでお示しできるよう、調整を進めてまいったところです。

下の表では職種別にどういった団体と意見交換を行ったかの一覧と、その中で基準値の案を示した赤い星と四角のマークを表示しています。意見交換の枠組みは全職種共通で、建専連さん、全建さん、全中建さん、日建連さんに加わっていただいた上で、本日までの実績で実施順に左上の「型枠」から右下の「上下水道」までの計 24 の職種で行いました。この赤いマークについては、四角形のものが本日までに意見交換における議論が整って基準値の案をお示しするものでして、合わせて 6 つございます。残る星の職種については、今後の提示に向けて鋭意調整を行っている状況です。

続いて 2 ページをご覧ください。基準値の案として各職種分野に共通する留意事項をまずお示した上で、職種ごとの具体的な内容を順次示すといった構成です。職種ごとの基準値は職種別意見交換で頂いたご意見を踏まえ、業界の特性に応じて整理したものです。繰り返しですが、今回お示しするのはおおむね意見交換を踏まえて案がまとまった鉄筋、型枠、左官、潜かん、橋梁、造園の 6 職種でございます。

3 ページをご覧ください。まず、各職種分野に共通する留意事項をまとめています。「公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準の賃金原資を担保することができる労務費を公共工事・民間工事を問わず確保される必要がある」との考えの下で、1 日 8 時間当たりの労務単価である公共工事設計労務単価×歩掛という計算方法で標準的な規格・仕様について示したとしています。なお、標準的な規格・仕様の選定に当たっては、資料 3 の労務費に関する基準でもお示ししているように、基準値の細分化は最小限にとどめるといったことをするために、基準値を設定する工種・作業は一つの工種において一つの標準的な規格・仕様とすることを原則としています。

しかし、その上でもなお職種別意見交換会において土木と建築を分けることなどの必要性について議論して、必要があれば最低限の細分化を行って、それぞれ基準値を定めるとしています。何を標準的な規格・仕様として選定すべきかという点については、特に各職種別意見交換会でも議論となりました。業界団体のご意見も伺いながら、代表的な作業と言えるものを職種分野ごとに選定してきたところです。その上で、いずれにしても基準値は標準的な規格・仕様における平均的な歩掛を使うものですので、個々の契約では契約当事者間でこの考えや計算方法を基本とし、具体の作業内容や施工条件を踏まえ、個別に適切な補正を行い労務費を算出することが必要だということを強調してございます。

そして、労務費の基準値は技能者の賃金相当分（法定福利費の個人負担分を含む）のみを指すものでございますので、労務費以外の経費は含まれないことに留意することが必要

という点も改めて説明しております。

4 ページをご覧ください。ここから職種ごとの基準値の案として、鉄筋工事（建築）の東京都の例を示しています。今後、各都道府県別の基準値を作成するという考えです。

まず左上、緑色の表、小さくて申し訳ありませんが、工事の種類を鉄筋工事（建築）とし、その工事に関する標準的な規格・仕様を鉄筋加工・組立て、その条件として RC ラーメン構造、階高は 3.5～4m 程度、形状単純としています。そして、施工単位当たりの労務費を構成する職種として「鉄筋工」と「普通作業員」、施工単位当たりの歩掛はそれぞれ 1.88 人・日/t と 0.38 人・日/t となっています。設計労務単価はそれぞれ 3 万 2,600 円と 2 万 6,800 円となり、これを掛け合わせて合計したものが労務費の基準値として表されまして、黄色い欄の 7 万 1,472 円/t と表されます。ここで表示するそれぞれの数値は、労務単価は公共工事設計労務単価、歩掛は公共建築工事積算基準や土木工事標準歩掛など、国土交通省の直轄工事で用いられている歩掛の活用を原則としています。

今お示ししている鉄筋工事のように、現時点で直轄工事の歩掛が存在しない工事も存在しますが、鉄筋、圧接、型枠については、国土交通省の官庁営繕部が実施した歩掛調査の結果の暫定値を用いて基準値の案を示しております。

少し戻りますが、緑の表の右隣にある「日当たり作業量（参考値）」という明朝体の欄をご覧ください。これは建築分野特有のものとなりますが、緑の表で示している歩掛が「人・日／数量」として示されています。これは職種別意見交換会におきまして、建築分野の見積実務においては、歩掛については「数量／人・日」で示す商慣行が定着していて、この形で示されないと実務に支障が生じるとのご意見が強かったことを踏まえて、緑の表の歩掛の分母と分子を入れ替えた逆数の表示による歩掛を示すとしています。

なお、建築工事については、工場加工を行ったものを用いる場合とは歩掛が大きく異なりますので、緑の表の歩掛と日当たり作業量の欄の括弧の中で工場加工の場合の数値も示すといった構造にしています。

このほか、点線で囲まれた下半分につきましては、このページで示した基準値の前提となる代表的な歩掛の作業内容、条件、そして留意点を詳細に記載しています。ここには契約当事者間での価格交渉時に参照できる適正な工事实施のために計上されるべき労務費の相場観として機能させることを念頭に置いて、各業界団体のご意見を伺いながら明確にすべき条件は明確にし、留意すべき点を明記するという形にしております。すなわち、先ほどの議論にもありましたが、具体の作業内容や施工条件を踏まえて個別に適正な補正を行

う、そのために必要な情報を表示する欄と受け止めていただければと思います。

具体的に申し上げます、条件や留意点を示しており、基準値と現場の状況に違いがあれば、この情報を基に個別に適切な補正を行っていくための情報ですので、留意点の1行目では「特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある」との記載をしているほか、もろもろの留意点を示しているというものです。したがって、酷暑、熱中症の関係で歩掛が悪くなるといったことや、特に歩掛に影響する現場制約がある場合など、現場の実際の状況で異なるものがあれば、基準値からこの点を補正していくという使い方をする必要があるというものでございます。

以上、時間の都合上、簡潔なご紹介となりますが、以降、5 ページでは圧接工事について、ガス圧接を代表例として同じような考え方の下で整理しています。6 ページでは型枠工事（建築）、7 ページでは型枠工事（土木）を示しています。型枠工事という名称は同じであるものの、建築物の型枠と擁壁や橋脚など土木工事の型枠では作業の内容が異なりますので、それぞれ別の基準値を定めたというものです。次に、8 ページの左官の基準値として、打放し面補修として、建築構造物等の打放し仕上げにおける打放し面補修というものをお示ししています。9 ページから 11 ページまでは潜かん工事をお示ししています。同じ沈下掘削（機械掘削）の中でも土質や減圧方法、函内作業気圧区分の違いによる3つの基準値を示しています。12 ページでは橋梁の鋼橋架設工事、13 ページではプレストレストコンクリート（PC）橋架設工事、14 ページでは橋梁塗装工事、15 ページでは造園工事（建築）、16 ページでは造園工事（土木）という形でお示ししています。

以上、駆け足となりましたが、労務費の基準値（案）の検討状況のご説明でした。引き続き他の職種の基準値の取りまとめに向けた検討を進めてまいります。以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。——よろしゅうございますか。

本日はこの四角のところをご説明いただいたわけですが、この調整中になっているところは次回の10月27日のときには提示いただける見通しがついているということでしょうか。

○近藤室長 はい。なるべくそれを目指して、今、意見交換を行っているところでございます。他方で各職種の皆様からいろいろなご意見も頂いているところがありますので、あまり拙速にはなり過ぎないようにという点も踏まえながら、なるべく頑張って進めていく

と、今そういった状況でございます。

○小澤座長 ありがとうございます。そうすると、10月27日の時点で積み残しになる部分も出てくると。

○近藤室長 今の時点で「そうです」と言うのもあれなのですが、目標としては頑張りますが、難しい部分もあるかもしれないという状況でございます。

○小澤座長 分かりました。ありがとうございます。

ということも踏まえて、よろしゅうございますか。どうぞ。

○三宅委員 すみません、資料4に関連したものではないので、先ほど申し上げればよかったのかもしれませんが。12月の法施行に伴い取組が始まるものが出てきますので、その点で国交省さんをお願いがございました。12月から始まる取組の全体像を全国の自治体向けにお知らせいただきたいなと思っております。自治体が12月に取り組むこととしては2つあると理解しておりまして、1つ目は入口での対策で内訳書の記載内容の確認、そして2つ目が出口の対策のコミットメント制度の活用だと思っているのですが、具体的に入口での対策とされている、提出された内訳書の記載内容の確認というのは労務費ダンピング調査のことなのか、ほかに12月から行うべき確認作業があるのかとか、そういった全体像を示していただけるとありがたいと思っております。

また、出口のコミットメント制度でございますけれども、12月に標準請負契約約款に導入されますので、それ以降に契約する工事の契約書に取り入れていきたいと考えているところでございます。コミットメント制度の概要は、もう既に示していただいておりますけれども、どのような運用になるのか、受注者の契約書に違反があったときの取扱いがどうなるのかとか、その詳細まで明らかになっていないと、実際に12月から契約する工事で契約書として使っていいものかどうか判断しにくくなると思います。コミットメント制度についても、契約後の運用の詳細も示すガイドラインのようなものを12月より前に余裕を持って示していただけるとありがたいと思っております。できれば早めに示していただいて、意見や質問を受け付けていただけますと、多くの自治体で円滑な導入につながっていくのではないかと考えております。よろしくお願いいたします。

○小澤座長 ありがとうございます。資料4というよりは全体に対するご意見、ご質問かと思えます。

それでは、事務局から今後の進め方も含めて、今頂いているご質問に対する答えも含めてご説明いただければと思いますが、いかがでしょう。

○石井補佐 今、三宅委員から頂いたところ、公共発注者としてという意味で言いますと労務費ダンピング調査が対象になってくるということと、コミットメントは任意でありますけれども入ってくるというのが、全体像としてそういうご理解で合っているかと思えます。説明会等も8月に発注者・受注者向け、双方実施いたしまして、多くの方に聞いていただきましたけれども、そうした機会等も通じ引き続き周知はやってまいりたいと思えます。細かい内容もできるだけ早めにお示しできるようにしてまいりたいと思えます。

今後の流れという意味で参りますと、先ほどの資料3に対するご意見というのを先ほど申しましたとおり9月30日までに頂ければというところでありまして、基準値に関して前日の照会であったということもあります。短いところでありましたので、もし何かこれらもご質問等があれば、併せて9月30日までに頂ければと思えます。細かい内容はまだ調整中で、運用方針等をいつお送りできるかはまだお約束できないのですけれども、これらなるべく早めに委員にお示しできるようにしてまいりたいというところと、9月30日までに頂いたご意見を踏まえた再照会というのは、通例、簡単に事前説明させていただいておりますけれども、大体それと同じような頃には次回に向けた案としてお示しして会話できるような状態にしておきたいと思っております。

10月27日でワーキングは今のところ最終回というか、予定してございますし、それを受けて、資料5でありますけれども今後の流れということで、12月上旬までの間に総会を予定しているということでございます。

○小澤座長 ありがとうございます。ただいまご説明いただいたとおり、資料3並びに資料4についてもご意見がある場合には、今月中に事務局までお寄せいただければと思えます。よろしくお願いいたします。

最後に、全体を通して皆さんから何かございますか。

ないようでしたら、ご協力どうもありがとうございました。事務局へ進行をお返しいたします。

○小川推進官 ありがとうございます。

最後に国土交通省側から発言はございますでしょうか。

○伊勢参事官 大臣官房建設人材担当参事官の伊勢でございます。本日も長時間にわたるご審議をありがとうございました。時間が押していますので、何点か手短にこれまでの議論に係る補足等も含めてということでお話をさせていただきたいと思えます。

まず、相良委員からお話がありました設計労務単価のあるべき姿についてということで

ございますけれども、こちらは一応我々としては資料 3 の 4 ページの 165 行目ですけれども、向き合うべき現実として、やはり世の中ベースになかなか技能者の賃金が達していないよねということを、ここは少しメンションさせていただいたということでございます。その上で、これまでの設計労務単価については労務費調査の結果に加えて、例えば労働時間規制に対する対応に係る経費ですとか、そういったものの措置なども講じておりまして、ある意味、公共工事の現場としてあるべき水準はどういうことなのかということにも少し目を向けながら、また来年の単価設定に向けた議論が今後行われてまいりますので、そういった部分で検討を深めてまいりたいと考えております。

CCUS についてですが、入口の部分での記載が不十分なのではないかというご指摘がございましたけれども、5 ページの 198 行目に、高い技能を持つ方が施工する場合においては、割り増して見積もるということはある程度得べしなのではないかということを書かせていただきましたが、こういった部分は必ずしも CCUS レベルとの連動については明記していなかったもので、今後の書きぶりの修正の中でこういった対応が考えられるかということを検討してまいりたいと思います。

丸山委員からご指摘いただきましたマーケットに対する影響の精査でございますけれども、こちらはなかなかどういう形で全体としての施工体制、実効性確保策、これはぎりぎりまで調整が進められているということになると思っておりますので、事前における予測という意味では見通せない部分がございますが、年明けの法施行以降、我々としてもフォローアップ調査などで具体的にどういった影響が出ているかという部分についてはしっかりリサーチをかけてまいりたいと思っておりますので、そういった中で対応した上で、必要に応じてしかるべき追加的な施策を講じていくということを考えております。

前田委員からご指摘がありました材工分離労務費明示の難易度については、やはり我々としても基準値の議論を進めていく中で標準工種をどう設定していくかですとか、当てるべき歩掛は何かとか、あるいは当てるべき労務単価は何かというように、なかなかスムーズにそこが腹落ちできる部分とできない部分がございます。ここについては専門工事業団体との意見交換などにおいて、職種別の見積りの様式などもつくっております。そういったものの中で、職種別の特性ですね。ここは労務費を明示できる・できないといった部分は意見として出てきておりますので、当然状況は職種別に違うと思っておりますので、そういったものを反映しながら、実務でできないことを実務としてやっていただくことにならないように十分留意していきたいと思っております。

処遇改善の後押しにつきましては、厚生労働省からもこういった部分については非常に強いご支援を頂いておりまして、人材確保等支援助成制度ということで、CCUS のレベル判定と連動した処遇改善などについては支援いただいております、引き続きこういう部分についてしっかりと連携を強めてまいりたいと思っております。

早口でるる申し上げてしまいましたが、いずれにしても本件は次回、ご審議いただく基準案の取りまとめをやっていければと考えております。入口は労務費ということでございましたが、スポットライトの当たり先という意味では、発注制度や業界構造など多種多様になっております。いずれにしても、この場で皆様方に引き続きしっかりご議論いただいて、腹落ちした形で進めていくことが円滑な施行を確保する上でも大事な点だと思っておりますので、次回も恐らくそれなりに時間がかかると思いますけれども、ご協力をよろしくお願い申し上げます。改めまして、本日は長時間のご審議をありがとうございました。

4. 閉 会

○小川推進官 それでは、本日はこれもちまして第 10 回労務費の基準に関するワーキンググループを散会とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ誠にありがとうございました。

午後 0 時 09 分 閉会